

## 知的障害者旅客運賃割引規則

1991.12. 1 制 定

2022. 2.25 最終改正

### (適用範囲)

**第 1 条** この規則は、知的障害者が単独又は介護者とともに当社線(本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。以下同じ。)及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

### (知的障害者)

**第 2 条** この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(1973 年9月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下、「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 療育手帳の様式は、次のとおりである。(様式別表)

- 2 前項の知的障害者のうち、第1種知的障害者及び第2種知的障害者をそれぞれ次のとおりとする。
- (1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。
- イ 知能指数が概ね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
  - ロ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。
- (2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

### (介護者)

**第 3 条** 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する 12 才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独若しくは介護者と共に乗車する場合又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は 12 才未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 取扱区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の普通旅客運賃計算キロ程片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第 6 条 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売駅に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は知的障害者と、その介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、共に行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗車券購入の際及び乗車中は療育手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(デジタル化された療育手帳情報の効力)

第 10 条の 2 デジタル化された療育手帳情報は第 7 条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、療育手帳の呈示に代わるものとすることができる。

2 前項に規定するデジタル化された療育手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する障害者手帳アプリケーション「ミライロID」とする。

(その他の取扱方)

第 11 条 区間変更の取扱いに関しては、知的障害者とその介護者が同一の変更についてのみ取扱いする。

別 表

(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙)

療 育 手 帳

  
  
  
  
  
  
  
  
  
  

〇〇〇県(市)

9.1cm

(1ページ)

写真(縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したものの)

第 号

年 月 日交付

  
  

氏 名

明治  
大正  
昭和  
平成

年 月 日生

  
  
  

〇〇県(市)  
印

-(1)-

(2ページ)

本 人			
性別	住 所		
男 女			
旅客鉄道株式会社運賃減額		第一種、第二種知的障害者	
保 護 者			
氏 名	続柄	職 業	電 話
住 所			

-(2)-

(17ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

-(17)-

(3～16 ページ省略)

- (2) 「カード型療育手帳の仕様について」(2015年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された様式

療育手帳 ○○県(市) 第 号							
<p style="text-align: center;">交付 再交付</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">生 性別</p> <p>住所</p> <p>保護者氏名 続柄</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">障害の程度(総合判定)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>旅客鉄道株式会社旅客運賃減額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空割引</td> <td></td> </tr> </table> <p>判定年月日</p> <p>判定機関 ○○県(市)</p> <p>合併障害 身体障害 級</p> <p>次の判定年月</p>	障害の程度(総合判定)		旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		航空割引		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     写真 2.7 × 2 cm                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">                     公印 1.2 × 1.2 cm                 </div>
障害の程度(総合判定)							
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額							
航空割引							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>8.5cm</span> <span>5.4cm</span> </div>							

